

第六十六條の八 第六項第一号	個別課税済金額	課税済金額とみなす	第四項	により被合併法人	特殊関係株主等」という。 である内国法人が適格合 併
第六十六條の八 第六項第二号	第六十六條の六第一項	第六十六條の九の二第一項	第六十六條の九の四第四項	により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人	特殊関係株主等」という。 である内国法人が適格合 併
第六十六條の八 第七項	前項又は第六十八條の九十二第六項	第六十六條の九の四第六項において準用する前項又は第六十八條の九十三の四第六項において準用する第六十八條の九十二第六項	第六十六條の九の四第四項の	第六十六條の九の四第四項の	第六十六條の九の四第四項の

第六十六條の八 第五項第一号	個別課税済金額	課税済金額とみなす	第三項	特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の	により被合併法人	特殊関係株主等」という。 である内国法人が適格合 併
第六十六條の八 第五項第二号及び 第三号	特定外国子会社等	第六十六條の六第一項	第六十六條の九の二第一項	特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の	により被合併法人	特殊関係株主等」という。 である内国法人が適格合 併
第六十六條の八 第五項第一号	個別課税済金額	第六十六條の九の二第一項	第六十六條の九の四第三項	特定外国子会社等の直接保有の株式等の数の	により被合併法人	特殊関係株主等」という。 である内国法人が適格合 併

第六十六條の八 第十五項	前項 同条第六項	同条第六項において準用する前項の	同条第六項において準用する前項の
第六十六條の八 第十四項	同条第四項第二号	第六十八條の九十三の四第六項において準用する第六十八條の九十二第六項	第六十八條の九十三の四第四項第二号
第六十六條の八 第十五項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定	第六十六條の九の四第一項から第三項までの規定の	第六十六條の九の四第一項から第三項までの規定の
第六十六條の八 第十五項	前項	同条第六項において準用する前項	同条第六項において準用する前項
第六十六條の八 第十五項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	同条第一項から第三項までの規定を	同条第一項から第三項までの規定を

第六十六條の八 第六項	前項又は第六十八條の九十二第五項	第六十六條の九の四第五項において準用する前項又は第六十八條の九十三の四第五項において準用する第六十八條の九十二第五項	第六十八條の九十三の四第三項の
第六十六條の八 第七項	第三項の	同条第五項において準用する第六十八條の九十三の四第五項の	同条第五項において準用する第六十八條の九十三の四第五項の
第六十六條の八 第八項	同条第三項第二号	第六十八條の九十三の四第三項第二号	第六十八條の九十三の四第三項第二号
第六十六條の八 第八項	第一項及び第二項	第六十六條の九の四第一項及び第二項	第六十六條の九の四第一項及び第二項
第六十六條の八 第八項	第一項及び第二項の規定の	第六十六條の九の四第一項及び第二項の規定の	第六十六條の九の四第一項及び第二項の規定の
第六十六條の八 第八項	前項	同条第五項において準用する前項	同条第五項において準用する前項
第六十六條の八 第八項	第一項及び第二項の規定を	同条第一項及び第二項の規定を	同条第一項及び第二項の規定を

規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

8 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額についての同条第一項の規定の適用については、同項中「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。」がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。」とする。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に係る同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

9 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第三項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

10 前三項に規定する間接特定課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。

一 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該内国法人の事業年度（以下この項において「配当事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この号において「前二年以内の各事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日から配当事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十六条の九の二第一項若しくは第四項又は第六十八条の九十三の二第一項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該内国法人の有する

当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十八条の九十三の四第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

二 次に掲げる金額の合計額

イ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、配当事業年度において第六十六条の九の二第一項又は第四項の規定により配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

ロ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、配当事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「前二年以内の各事業年度」という。）において第六十六条の九の二第一項又は第四項の規定により前二年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「間接課税済金額」という。）

11| 特殊関係株主等である内国法人が第七項から第九項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別間接課税済金額（第六十八条の九十三の四第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その個別間接課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前二年以内の各事業年度の間接課税済金額とみなす。

12| 第六十六条の八第六項、第七項、第十四項及び第十五項の規定は、第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規

定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六條の八 第六項	内国法人が適格合併	第六十六條の九の二第二項 第二号に規定する特殊関係 内国法人（以下この項にお いて「特殊関係内国法人」 という。）に係る同条第一 項に規定する特殊関係株主 等（以下この項において「 特殊関係株主等」という。 ）である内国法人が適格合 併
により被合併法人	により当該特殊関係内国法 人に係る特殊関係株主等で ある被合併法人	
直接保有の株式等の数の	第十一項第二号イに規定す る間接保有の株式等の数（ 以下この項において「間接 保有の株式等の数」という 。）の	
第四項	第六十六條の九の四第十項	
前十年以内の各事業年度の 課税済金額	前二年以内の各事業年度等 （同項第一号に規定する前 二年以内の各事業年度等を いう。次項において同じ。 ）の間接配当等（同条第十 項第一号に掲げる金額をい	

第六十六條の八 第六項第二号			第六十六條の八 第六項第一号		
課税済金額又は個別課税済金額	前十年以内	分割等前十年内事業年度	課税済金額又は個別課税済金額	前十年以内	合併等前十年内事業年度
間接配当等若しくは間接課	前二年以内	分割等前二年内事業年度	間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等（第六十八條の九十三の四第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第十項第二号に規定する個別間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）		
			以下第十四項までにおいて同じ。又は前二年以内の各事業年度（同条第十項第二号に規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の間接課税済金額（同条第十項第二号に規定する間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）		

第六十六條の八 第七項		第六十六條の六第一項		第六十六條の九の二第一項		第六十六條の九の四第十二項 第六十八條の九十三の四第十二項において準用する第六十八條の九十二第六項	
金額	直接保有の株式等の数	第六十六條の六第一項	前項又は第六十八條の九十二第六項	第四項の	分割等前十年内事業年度の課税済金額	前項の	前十年以内の各事業年度の課税済金額
税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額	間接保有の株式等の数	第六十六條の九の二第一項	第六十六條の九の四第十二項において準用する前項又は第六十八條の九十三の四第十二項において準用する第六十八條の九十二第六項	第六十六條の九の四第十項の	分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額	同条第十二項において準用する前項の	前二年以内の各事業年度等の間接配当等又は前二年以内の各事業年度の間接課税済金額
同条第六項							第六十八條の九十三の四第十二項において準用する第六十八條の九十二第六項

第六十六條の八 第十四項	前十年以内の各連結事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度		前二年以内の各連結事業年度等（第六十八條の九十三の四第十項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等	
	個別課税済金額		個別間接配当等又は前二年以内の各連結事業年度（第六十八條の九十三の四第十項第二号に規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。）の個別間接課税済金額	
第六十六條の八 第十五項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項まで		第六十六條の九の四第七項から第九項まで	
	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の		第六十六條の九の四第七項から第九項までの規定の	
	前項		同条第十二項において準用する前項	
	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を		同条第七項から第九項までの規定を	

13| 第一項若しくは第三項又は第七項若しくは第九項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七條第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」又は租税特別措置法第六十六條の九の四（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

6| 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七條第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」又は租税特別措置法第六十六條の九の四（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

14| 第二項前段又は第八項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十六条の九の四第二項前段又は第八項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十二 削除

7| 第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十六条の九の四第二項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）

第六十六条の十二 法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに特定地域雇用会社（地域再生法第十四条第一項に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する当該特定地域雇用会社の行う同法第五条第三項第二号に規定する事業に充てられることが確実である寄附金として政令で定める寄附金（同法第十四条第三項に規定する指定の有効期間内に支出された金銭に限る。）の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「」の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「」及び特定地域雇用会社（租税特別措置法第六十六条の十二第一項（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する同条第一項に規定する寄附金の額があるときは、これらの寄附金」とする。

2| 前項に規定する場合において、法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに前条第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対する同条第二項の寄附金の額があるときは、法人税法第三十七条の規定の適用については、同項及び前項の規定にかかわらず、同条第四項中「」の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「」並びに認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）及び特定地域雇用会社（租税特別措置法第六十六条の十二第一項（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する特定地域雇用会社をいう。）に対する租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する寄附金の額があるときは、これらの寄附金」とする。

3| 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十三 法人税法第八十条第一項(同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、次に掲げる法人以外の法人の平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、清算中に終了する事業年度及び同法第八十条第四項(同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額については、この限りでない。

一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち、当該事業年度終了の時に、において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの(当該事業年度終了の時に、同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)

二 四 省 略

2 省 略

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第六十七条の四 省 略

2 省 略

3 廃止業者等である法人が、転廃業助成金等の交付を受け、その交付を受けた日を含む事業年度において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分割等」という。)を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの期間内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額(その期間内に交付を受けたものに限り。)(をもつて固定資産の取得又は改良をし、その固定資産を当該適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときは、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額をした金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。)

4 廃止業者等である法人が、転廃業助成金等の交付を受けた場合において、その交付を受けた日を含む事業年度(解散の日を含む事業年度及び被合併法人の合併(適格合併を除く。))の日の前日を含む事業年度を除く。)(終了の日の翌日から

(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十三 法人税法第八十条第一項(同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、次に掲げる法人以外の法人の平成四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、同法第八十条第四項(同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額については、この限りでない。

一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち、当該事業年度終了の時に、において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)

二 四 同 上

2 同 上

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第六十七条の四 同 上

2 同 上

3 廃止業者等である法人が、転廃業助成金等の交付を受け、その交付を受けた日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。)(を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額(その期間内に交付を受けたものに限り。)(をもつて固定資産の取得又は改良をし、その固定資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。))に移転するときは、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額をした金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。)

4 廃止業者等である法人が、転廃業助成金等の交付を受けた場合において、その交付を受けた日を含む事業年度(解散の日を含む事業年度及び被合併法人の合併(適格合併を除く。))の日の前日を含む事業年度を除く。)(終了の日の翌日から

当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。以下この項及び第六項第二号において「指定期間」という。）内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額（当該交付を受けた日を含む事業年度において当該金額の一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合には、当該取得又は改良に充てられた金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるとき（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に当該転廃業助成金の金額の全部又は一部をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該転廃業助成金のうち固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額を当該交付を受けた日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 廃止業者等である法人が、転廃業助成金等の交付を受け、かつ、その交付を受けた日を含む事業年度において適格分割又は適格現物出資を行う場合において、当該適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人において当該適格分割又は適格現物出資の日から当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときは、当該転廃業助成金のうち当該分割承継法人又は被現物出資法人において固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額の範囲内で前項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資を行った場合（第六十八条の百二第七項に規定する場合を除く。）には、次の各号に掲げる適格合併、適格分割又は適格現物出資の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る合併法人、分割

当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。以下この項及び第六項において「指定期間」という。）内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額（当該交付を受けた日を含む事業年度において当該金額の一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合には、当該取得又は改良に充てられた金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるとき（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に当該転廃業助成金の金額の全部又は一部をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該転廃業助成金のうち固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額を当該交付を受けた日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 廃止業者等である法人が、転廃業助成金等の交付を受け、かつ、その交付を受けた日を含む事業年度において適格分社型分割等を行う場合において、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において当該適格分社型分割等の日から当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときは、当該転廃業助成金のうち当該分割承継法人等において固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額の範囲内で前項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）を行った場合（第六十八条の百二第七項に規定する場合を除く。）には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併

承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一 省 略

二 適格分割又は適格現物出資 当該適格分割又は適格現物出資の直前において有する第四項の特別勘定の金額のうち当該適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人が指定期間の末日までに当該特別勘定に係る転廃業助成金の金額をもつて固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合における当該取得又は改良に充てようとする特別勘定の金額及び当該適格分割又は適格現物出資に際して設けた期中特別勘定の金額

7 前項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）を設けている法人で適格分割又は適格現物出資を行ったもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に当該適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8 第六項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第四項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の百二第四項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

9 省 略

10 第三項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）を設けている法人が適格分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分割等の日を含む事業年度の指定期間内に転廃業助

法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一 同 上

二 適格分割型分割 当該適格分割型分割直前において有する第四項の特別勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人が指定期間の末日までに当該特別勘定に係る転廃業助成金の金額をもつて固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合における当該取得又は改良に充てようとする特別勘定の金額

三 適格分社型分割等 当該適格分社型分割等の直前において有する第四項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が指定期間の末日までに当該特別勘定に係る転廃業助成金の金額をもつて固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合における当該取得又は改良に充てようとする特別勘定の金額及び当該適格分社型分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

7 前項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）を設けている法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を行ったもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8 第六項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が第四項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人等の適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の百二第四項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

9 同 上

10 第三項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の指定期間

成金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をし、当該適格分割等によりその固定資産を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときについて準用する。この場合において、第三項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

11 第四項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）を設けている法人が次の各号に掲げる場合（第六項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第五号に掲げる場合にあっては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一五 省略

12 13 省略

14 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により第二項又は第三項の規定の適用を受けた固定資産（連結事業年度において第六十八条の百二第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は同条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた固定資産を含む。）の移転を受けた当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が当該固定資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人において当該固定資産の取得価額に算入されなかった金額は、当該固定資産の取得価額に算入しない。

15 16 省略

17 第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。同項の規定を第十項の規定により読み替えて適用する場合についても、同様とする。

18 第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

19 省略

内に転廃業助成金の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をし、当該適格分社型分割等によりその固定資産を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、第三項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

11 第四項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）を設けている法人が次の各号に掲げる場合（第六項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第五号に掲げる場合にあっては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一五 同上

12 13 同上

14 適格合併等により第二項又は第三項の規定の適用を受けた固定資産（連結事業年度において第六十八条の百二第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は同条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた固定資産を含む。）の移転を受けた当該適格合併等に係る合併法人等が当該固定資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人において当該固定資産の取得価額に算入されなかった金額は、当該固定資産の取得価額に算入しない。

15 16 同上

17 第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。同項の規定を第十項の規定により読み替えて適用する場合についても、同様とする。

18 第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

19 同上

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十七条の五 第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下この項において「中小企業者等」という。)

が、平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの(その取得価額が十万円未満であるもの及び第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。)を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円(当該事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

25 省略

(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十七条の六 内国法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託(次項において「特定株式投資信託」という。)の収益の分配に係る法人税法第二十三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「又は剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配」と、「」の額とあるのは「」又は租税特別措置法第三条の二(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例)に規定する特定株式投資信託(同法第九条第一項第三号(配当控除の特例)に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。)の収益の分配の額」と、同項第三号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託(租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。)」とする。

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十七条の五 第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下この項において「中小企業者等」という。)

が、平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの(その取得価額が十万円未満であるもの及び第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。)を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円(当該事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

25 同上

(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十七条の六 内国法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託(次項において「特定株式投資信託」という。)の収益の分配に係る法人税法第二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条第一項第一号中「又は剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配」と、「」の額とあるのは「」又は租税特別措置法第三条の二(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例)に規定する特定株式投資信託(同法第九条第一項第三号(配当控除の特例)に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。)の収益の分配の額」と、同項第三号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託(租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。)」と、同法第九十三条第二項第二号中「益金不算入」とあるのは「益金不算入(租税特別措置法第六十七条の六第一項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、「同条第三項」とあるのは「第二十三条第三項」と

2 省 略

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 資産の流動化に関する法律（以下この項において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この条において「特定目的会社」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当（資産流動化法第一百五十五条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。）の額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 省 略

ロ 次のいずれかに該当すること。

(1) 省 略

(2) その発行をした特定社債が機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）その他これに類するものとして政令で定めるもののみによつて保有されることが見込まれているもの

(3)・(4) 省 略

ハ その発行をした優先出資及び資産流動化法第十七条第一項第一号又は第三十六条第一項の規定による発行をした基準特定出資（特定出資（資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をいう。以下この号において同じ。）のうち資産流動化計画（資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。次号イにおいて同じ。）に特定出資を有する特定社員（資産流動化法第二条第五項に規定する特定社員をいう。）の資産流動化法第二十七条第二項各号に掲げる権利に係る事項として財務省令で定めるものの記載がある

する。

2 同 上

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七条の十四 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 同 上

(1) 同 上

(2) その発行をした特定社債が機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）その他これに類するものとして政令で定めるもののみによつて引き受けられたもの

(3)・(4) 同 上

ハ その発行をした特定社債及び優先出資に係るそれぞれの募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること

もの以外のものをいう。以下この号において同じ。）に係るそれぞれの募集（基準特定出資にあつては、資産流動化法第十七条第一項第一号又は第三十六条第一項の規定による割当て又は募集）が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

二 省 略

二 次に掲げるすべての要件

イ 資産流動化法第九十五条第一項に規定する資産の流動化に係る業務及びその附帯業務を資産流動化計画に従つて行つていくこと。

ロ ト 省 略

2 特定目的会社に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十三条第一項	内国法人が	内国法人（資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）を除く。以下この項において同じ。）が
第二十三条の二第一項	省 略	省 略
第六十六条第二項	省 略	省 略
第六十七条第一項	となるもの（資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものにあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る。）	となるもの

二 同 上

二 同 上

イ 資産流動化法第九十五条第一項に規定する資産の流動化に係る業務及びその附帯業務を同項に規定する資産流動化計画に従つて行つていくこと。

ロ ト 同 上

2

同 上

同 上	内国法人が受ける	内国法人（資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）を除く。以下この項において同じ。）が受ける
同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上
同 上	となるもの（資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものを除く。）	同 上

3 特定目的会社に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十九条第一項	省略	省略
----------	----	----

第四十二条の三の二第一項の表の第一号	省略	省略
第五十七条の十第一項	省略	省略
第六十一条の四第一項	ものを除く	もの及び特定目的会社を除く
第六十二条の三第三項	省略	省略
第六十六条の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項	内国法人が	内国法人（特定目的会社を除く。以下この項において同じ。）が
第六十六条の十三第一項第一号	該当するものを除く	該当するもの及び特定目的会社を除く

4・5 省略

3 同上

同上	同上	同上
----	----	----

同上	同上	同上
同上	同上	同上
第六十一条の四第一項	である法人	である法人（特定目的会社を除く。）
同上	同上	同上
第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項	同上	同上
同上	同上	同上
又は資本	同上	同上
第六十六条の十三第一項第一号	又は資本	（特定目的会社を除く。）又は資本

4・5 同上

6 法人が特定目的会社から支払を受ける利益の配当の額は、法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

7 10 省略

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 省略

2 省略

3 投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二条第十号		第二十三条第一項	第二十三条の二第一項	第六十六条第二項	第六十七条第一項
省略	省略				
省略	省略	内国法人が	省略	省略	となるもの(資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものにあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る。)
省略	省略	内国法人(投資法人を除く。)	省略	省略	となるもの

6 法人が特定目的会社から支払を受ける利益の配当の額は、法人税法第二十三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

7 10 同上

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 同上

2 同上

3 同上

同上		同上	同上	同上	同上
同上	同上				
同上	同上	内国法人が受ける	同上	同上	となるもの(資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものを除く。)
同上	同上	内国法人(投資法人を除く。)	同上	同上	同上

4 投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十七條第二項	省略	省略	省略	省略
第六十七條第八項	省略	省略	省略	省略
第六十九條第一項	省略	省略	省略	省略

第四十二條の三の二第一項の表の第一号	省略	省略	省略	省略
第五十七條の十第一項	省略	省略	省略	省略
第六十一條の四第一項	ものを除く	もの及び投資法人を除く	もの及び投資法人を除く	もの及び投資法人を除く
第六十二條の三第三項	省略	省略	省略	省略
第六十六條の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六條の九の四	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。以下この項において同じ。）が	内国法人（投資法人を除く。以下この項において同じ。）が	内国法人（投資法人を除く。以下この項において同じ。）が

4 同上

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	である法人	である法人	である法人
同上	同上	である法人（投資法人を除く。）	である法人（投資法人を除く。）	である法人（投資法人を除く。）

第一項、第三項、第七項及び第九項		
第六十六條の十三第一項第一号	該当するものを除く	該当するもの及び投資法人を除く

5・6 省略

7 法人が投資法人から支払を受ける配当等の額は、法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

8・10 省略

(振替国債の利子等の非課税等)

第六十七條の十七 外国法人が第五條の第二項に規定する振替国債（以下この項及び第八項において「振替国債」という。）又は同條第一項に規定する振替地方債（以下この項及び第八項において「振替地方債」という。）につき支払を受ける利子及び償還差益（その振替国債又は振替地方債の償還（買入消却を含む。）以下この条において同じ。）により受ける金額がその振替国債又は振替地方債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、法人税を課さない。

2 外国法人が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五條の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける利子及び償還差益（その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で、当該特定振替社債等の発行をする者の第五條の三第二項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

3 外国法人が平成十年四月一日以後に発行された第六條第四項に規定する民間国外債（以下この項及び第八項において「民間国外債」という。）につき支払を受ける利子及び発行差金（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）で、当該民間国外債の発行をする者の同條第四項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

第六十六條の十三第一項第一号	又は資本	(投資法人を除く。)
又は資本		

5・6 同上

7 法人が投資法人から支払を受ける配当等の額は、法人税法第二十三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

8・10 同上

(振替国債の利子等の非課税等)

第六十七條の十七 法人税法第四百一条第一号に掲げる外国法人が、第五條の第二項に規定する振替国債又は同項に規定する振替地方債につき支払を受ける利子については、法人税を課さない。ただし、当該利子のうち、当該外国法人の同号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるものについては、この限りでない。

2 外国法人が平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に発行された第六條第一項に規定する民間国外債（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に對して課される税の負担に比して著しく低いものとして同條第四項に規定する政令で定める外国法人により発行されたものを除く。）につき支払を受ける利子又は発行差金（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、法人税を課さない。ただし、当該利子又は当該発行差金のうち、第二條第一項第四号に規定する国内に